

随意契約理由書

件名	総合センター昇降機設備更新工事
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
随意契約の理由	
<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエレベータ3基の改修工事である。対象のエレベータは竣工後30年を超えており、耐用年数を考慮すると更新時期にある。メーカーからの部品供給が終了していることから、故障リスクが高まっており、故障時に対応が困難となっている。また建築基準法の改正に伴う既存不適合事項もあり、その事項も早急に解消する必要がある。当施設は宿泊施設であり、エレベータの三方枠もエレベータホールの意匠と同調し、特殊仕様になっている。また営業の関係からエレベータ停止期間(1台あたり約2週間)も限られており、三方枠・レール等の劣化が少なく引き続き使用可能な部位を流用することで、全面更新と比較して工事期間を短くすることが出来る。新旧各部位の電気的、機械的整合(管制運転等の運転制御、かご重量における荷重条件への対応等)ならびに改修後の運転中におけるシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記請負人でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課 (電話番号078-595-6600)